

第二回 国会
衆議院

商業委員会鈺工業委員会連合審査会議録第一号

昭和二十三年三月二十九日(月曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

鈺工業委員会連合審査会を開き、連合審査会の委員長の職務は、協議の結果、商業委員会の委員長が当ることに相なりまし、不肖私が務めさせていただきますことにいたします。それでは中小企業設置法案を議題といたしまして、連合審査にはいります。まず本案について政府の説明を求めます。

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

中小企業設置法案

力、資金、生産方法、技術、経理、労働関係、輸送及び販賣等に関する事項その他中小企業の育成及び発展並びに経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び供給すること。

二 中小企業の経営状況の調査及び診断並びにこれに基づく必要な指示をすること。但し、その調査及び診断は、当該中小企業者の申請に基づくことを必要とし、且つ、その指示は、当該中小企業者を拘束しないものとする。

三 中小企業の経営の向上に資することができる設備及び技術に関し、試験研究機関の協力を求め、並びに中小企業者がその設備及び技術を利用することを奨励すること。

四 中小企業における新規で有益な製品又は製造法等を奨励すること。

五 中小企業における製品又はその製造法等を展示する会を開くこと。

六 中小企業は、中小企業に關係ある経済問題に調査研究し、又は国会に提出される議案につき、中小企業に關係ある事項に關し、意見を提出することができ

る。

七 中小企業は、中小企業に關係ある事項については、他の行政機関の協力を求めることができる。

八 中小企業者は、行政機関の行爲により不当にその事業を阻害されたとき、又は他人の行爲により不当な取引制限を受け、若しくは他人の行爲が不正な競争方法であると認めるときは、中小企業にその事実を申し出ることができ

る。

九 前項後段の場合においては、中小企業は、当該事件を公正取引委員会に移さなければならない。

(組織)

第四條 中小企業に長官官房及び左の二局を置く。

振興局

指導局

振興官房においては、人事、會計その他庶務に関する事務を掌る。

振興局においては、前條第一項第一号及び第五号並びに第二項乃至第五項に規定する事務を掌る。

指導局においては、前條第一項第二号乃至第四号に規定する事務を掌る。

第五條 中小企業に關係する事務を行うため、中小企業に所屬の職員を置く。

前項の職員の一部は、中小企業に關し學識経験ある者の中から、これを命ずる。

この法律に定めるものの外、中小企業に關係する必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第六條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

第七條 商工省官制の一部を次のように改正する。

第九條ノ二中「所管行政ニ屬スル中小企業ノ振興ニ關スル事務及」を削る。

〇水谷國務大臣 長らくお待たせいたしました。まことに恐縮でございます。これから中小企業設置法案の提案理由を説明させていただきます。

中小企業問題は、現下の最も深刻かつ重大な問題の一つでありまして、この中小企業の健全な育成をはかりまことは、焦眉の急を要すると信ずるものであります。今これを次の三つの角

度から考えてみたいと思ひます。

第一に、中小企業問題は、單なる経済問題に止まらず、実は深刻なる社会問題であります。元來百人未満の工場が数において全体の九十九、労働者の数におきまして五四%を占めてゐるものが、わが國の工業の实態であります。

この事實は、わが國の産業構成上、中小企業の存立いかんがいに重大なる意味をもつかうことを明らかに示してゐるのであります。その中小企業が現在大多数非常に苦しい状態に追はれておることは、單に経済政策の上からだけでなく、社会の治安にもかかわるゆゆしい問題であると思へるのであります。

本日の會議に付した事件

中小企業設置法案(内閣提出)(第一四号)

〇審査委員 これより商業委員会、

第一類第十一号附属の一 商業委員会鈺工業委員会連合審査会議録 第一号 昭和二十三年三月二十九日

第一類第十一号附属の一 商業委員会鈺工業委員会連合審査会議録 第一号 昭和二十三年三月二十九日

第一類第十一号附属の一 商業委員会鈺工業委員会連合審査会議録 第一号 昭和二十三年三月二十九日

第一類第十一号附属の一 商業委員会鈺工業委員会連合審査会議録 第一号 昭和二十三年三月二十九日

第一類第十一号附属の一 商業委員会鈺工業委員会連合審査会議録 第一号 昭和二十三年三月二十九日

第一類第十一号附属の一 商業委員会鈺工業委員会連合審査会議録 第一号 昭和二十三年三月二十九日

第二に、今後わが國の經濟のあるべき姿を考へますならば、これが自由公正な競争を原則とするものでなければなりません。これは、經濟民主化の上から必然の結論であると思ひます。これは独占禁止法が明確に示しているところであり、國策的に考へて、將來自由公正な國際經濟を構へて、その環境の原則としたのである。このことは、國際貿易協定の考へ方などから推して考へても、おおむね予測し得るところでございませう。

第三は、將來のわが國經濟の構造を考へたします場合、さらに問題は重大となつてまいるのでございませう。御承知の通り、わが國は戰争によりまして、多くの生産設備や資金を失つたのであります。このことは、今後におきまして、中小企業問題の性格をさらに一層深刻なものとしたのであらうと思ひます。さういふ中で、すなわち、わが國はもとより資源に乏しい國情にありまして、原料を國外に仰いで、これに加工して輸出を行い、これをもつて國民生存の經濟的基礎とせざるを得ないのであります。ただいま申し上げましたわが國の國際的地位及び經濟條件の根本的變化に伴ひまして、この加工貿易のきつめて大きな部分は、中小企業の手によつて担つていかざるを得ないであらうといふことは明らかでございませう。しかるに現在の中小企

業が、はたして國際水準に達しているかどうか、すこぶる憂ひに堪へないのでございませう。この点に鑑みまして、中小企業の本質向上は、わが國經濟存立上、緊急不可欠の問題でございませう。

以上申し上げましたように、國內における社會情勢から見ても、自由公正競争の確保による經濟民主化の観点から申しまして、はたまたわが國の置かれるべき國際經濟上の自立というところから考へても、中小企業の健全なる発達をはかることは、この際何としても行われねばならぬことであると思ひます。中小企業は現在非常に苦しい立場にありませう。しかし今中小企業の苦境は、一体何に起因しているかと考へますれば、大体三つの大きな原因があると思ひます。第一、何となく一般に潜在している大企業優位の傾向であります。優秀な中小企業でも、單に規模が小さいために無視されるような傾向ははたしてないか。われわれはこのような傾向はまことに好ましくないものといひたい。第二、その是正をはからねばならぬと考へて、その次第でございませう。第二に

は、中小企業が数多く規模が小さいため、發言の中心をもちないこととあります。このことが中小企業を常に不利な立場に追ひつゝの原因をなしているものではないかと考へておられます。第三には、また、中小企業の中には、事業體が低水準のものもあるといふこととあります。中小企業の資材難、資金難、経営難も、いずれもせんじ詰ればこの三つに基因しているものでございませう。この三点を打開いたしま

すことは、中小企業の健全なる発達を期する上に、最も重要なことであると思ひます。さういふ次第でございませう。しかし、これだけのことを確立に行ひますためには、具體的にこれらの諸問題の解決に當るべき専門機關を必要としたのであります。すなわち、廣汎な中小企業問題を打開いたしたためには、大企業と中小企業同時に取扱う機關のみではどうしても不十分でございまして、中小企業の公正なる利益の代表者といひまして、中小企業を護り、かつ一面においては中小企業自体の體質向上について、専心その指導に當る機關が必要と相なるのでございませう。これがすなわち今回この中小企業振興法案を國會に提出いたしまして、中小企業専門の機關として、新たに中小企業振興をつくらうとするゆゑにでございませう。

本法案の詳細につきましては、いさし御審議に際しまして、個々具體的に申し述べたいと考へる次第でございませう。以上申し上げましたような理由から、中小企業振興は二つの重要な機能を中心としたものであると考へます。すなわち、中小企業者全体の公正な利益の代表者として、政府内外に対してその擁護に當る機能が第一であります。

次は、具體的に中小企業の技術、経営その他の指導を行い、相談相手となりまして、中小企業の本質を向上させる機能、これが第二であります。この二つの機能を有しますためには、一面中小企業振興の大部分を構成する商業工業の振興と密接なる関連を保ちつつ、他面においては獨立の地位を必要とした次第でございまして、これが中小企業振興を商業工業の外周とした理由でございませう。またその機能といた

しましては、これらの目的を達成するために必要な事項を掲げておるのでございまして、中小企業振興官には、特に強い獨立の地位を與えておるのでございませう。また中小企業振興官の上に特に重要な点は、施策の具體的運営にかんじ、要するに、この点に關しては、特に中小企業の特長性に鑑み、各地方の公共團體、その他地方商工局等、廣範圍の機關の機能を十分活用いたしますとともに、中小企業連絡調整委員會の活用により、各政府機關全体の総合的連繫をはかることによりまして、強力かつ着実なる施策を推進いたすつもりでございませう。同時に、右のような特殊の任務に鑑みまして、その實質的効果をあげるために、圖一的形式主義の排除に努力をいたしますとともに、特に各地方の専門家を多數に包摂し、運営の完全を期する所存でございませう。中小企業問題はわが國の當面する重要問題の一つであります。しかして中小企業振興の設置こそは本問題解決のための第一歩をなすものでございまして、この重大性に鑑み、何とぞ本法案に對しましては慎重審議の上、なるべく速く御賛同あらんことを切に希望いたす次第でございませう。

○事務局長 ただいま本案について水谷商工大臣より詳細に説明がございました。すぐさま質疑に入ります。委員の發言を許します。佐田君。

○佐田委員 中小企業振興法案が提出せられた、ただいま商工大臣からその提案の趣旨の御説明がございまして、その趣旨につきまじは、私も大体において満足の意を表したいのであります。ただ細目にわたります

と、ただいまの御説明だけでは不十分な点が多分にございませうので、以下相當多數の項目にわたつて御質問を申し上げたいと思ひますが、あらかじめ一問一答の形式をお許し願ひたいと思ひます。

まず中小企業という言葉が使われておりますが、この言葉は非常に廣なる定義をもつておるやうであります。政府が中小企業と云ふものを設立される。その対象とされる中小企業者とはいかなるものを指すのであるか。まずそれから伺ひてまいりたいと思ひます。

○水谷商工大臣 これはまことに、ごもつともなる御質問であると思ひます。ことにむすかしい御質問であらうと思ひます。中小企業の定義は、正確に定めることは非常にむすかしいのであります。根本的觀念としていたしましては、企業者がみづから所有し、かつ少數の従業員をもつてみづからその經營に當る獨立企業でございまして、当該業種といたしましては、投資高、生産高、販賣高、取扱高等が比較的少く、その活動が少數の事業分野に止まりまして、他の企業との間に相互に投資關係のないもの、その他これに準ずるものといふやうに、われわれは根本觀念として考へておる次第でございませう。要は自由競争環境において、公正な競争ができるやうにするために、政府において特別の指導援助を必要とするものが中小企業行政の対象となるものであります。必ずしも資本金額、従業員の数、生産額等によつて機械的、形式的に界限を設ける考へはございませう。むしろ常識的に中小企業と云われるものにきまして、政府

と、ただいまの御説明だけでは不十分な点が多分にございませうので、以下相當多數の項目にわたつて御質問を申し上げたいと思ひますが、あらかじめ一問一答の形式をお許し願ひたいと思ひます。

と思われ、その基準に達しないものは手及ばないという場合がござります。またあまり技術的に優秀な問題にされないような製品につきましても、供給力が非常に不足な場合には、共食いになるおそれがございますので、こういうような場合におきまして、ある程度統制下におきまして、自由競争と申しますか、公正なる競争を行わせまして、要するに自分のところの製品があまりよくないから注文がたかさんといふような場合においては、次期に御座るに、それを調整して考慮していくというふうなことで、統制のもとにおきまして、技術の競争、公正な自由競争のもとにやつていきたい、というふうな考えをしております。従いまして場合にによりましては、設備基準その他におきましても、若干の制限を設けることは、現在の資材の状況におきましてはやむを得ないと思っております。また、完全な統制でなくとも、何らかの形で、一掃にやる方式ができればいい、いやないかという点もござります。たとえば、私も、私どもでござれば、たとえば現在協同組合に対する共同制当というものはできないような建前になつておりますけれども、協同組合は共同事業を中心として共存するような建前になつておりますから、できればそういうような形のものに対しては、一括して資材をつけまして、そうして共同作業場あるいは共同施設を中心としていいものをつくつていただく、というふうなことができればいいと思っておりますが、この点につきましては関係方面との了解も必要でございますので、ただいま準備中でございます。

○笹口委員 たいだいま私が申し上げましたような趣旨で、ここに一つ考えられます組織は、生産合作社であります。この生産合作社につきましても、すでに商工省でも十分御研究になつておると思ひますが、小規模の工業者と優良な技術者、これの連鎖によりまして、新経営方式として適当なものではないかと考えますが、政府では生産合作社法等を制定する用意があるかどうか。この点も伺つておきます。

○水谷國務大臣 たいだいまの御質問の点は、たいだいまの段階におきましては、やるとかやらないとかいうところは、いつておりませんので、目下安本を中心として研究をしておることは事実でございます。

○笹口委員 次に中小工業者のたゞい非常に困難な事情にたゞしめると、労働条件を基準法等に適合せしめるといふことが、非常に困難の問題となつております。大資本、大企業家は、基準法に合致した設備等をいたすことが得るものでありますが、中小企業者は、個々にさうな設備をすることがなかなかできない。従つて労働基準法等に合致した労働条件を願ふことができないといふことが、非常に悩みのたゞとなつておると思いますが、こういう中小企業等がさうな方面にまゝお仕事を伸ばしになるお考えがあるかどうか。言いかえますならば、労働条件に合致せしめるような共同施設というふうなものを研究し、あるいは助成の方向に向つていくというふうなお考えがあるかどうか、この点も伺ひたい。

○水谷國務大臣 この中小企業と労働基準法との関係でございますが、これは各地でいろいろ深刻な問題となつておることは御座る問題でありまして、この問題は中小企業におきましては、従来から労働条件が概して悪かつたことから考えまして、その運用には十分注意をせねばならぬと思つております。しかしながら中小企業といへども、一般的な労働水準を保つことは必要でございます。逐次このような線にまで高めていく必要があると思ひ思つております。ただ過渡的には、実際上困難な問題も多いのでございまして、その運用につきましても、中小企業は十分実情を考慮におきまして、急激かつ無理な変化のため、結局経済が全体として悪い結果にならないように、十分労働者さんかと連繫して対処していきたいと思つておる。

○笹口委員 さらにこの中小企業等のおやりになりますお仕事のひとつとして、優良な技術あるいは技能を、一掃活用いたすというふうなことがござります。各地の試験研究機関、こゝに技術を拡充いたしまして、積極的に技術の指導開発に努める。特に私どもが願ふところは規格の統一、あるいは機器の交換性、これを十分注意いたすことである。日本は非常に規格の統一の点におきましては不備でありまして、同じ一つのボルト、ナットでも、機械が通いますならば、むしろこれは使ひものにならぬというふうな例は、枚挙にいとまがないのであります。日本のごく資材不足の國が、かような乱脈な規格をもつて仕事に當つておることは、はなはだ遺憾だと考えますが、この点について、具体的な御方針等がありましたら、お示しを願ひたいのであります。

○細井政府委員 たいだいまの御質問は、まことにござつともなことでございまして、試験研究機関の活用につきましても、お手もとにございます中小企業対策綱の中にも含めてございまして、試験研究機関の企業及び機能を、試験研究機関の企業及び機能を、一掃活用することに努めると同時に、中小企業者による試験研究機関の利用を積極化するといふことがあつたてございまして、これの具体的な方策をいたしましては、先般も大阪で各試験研究機関の代表者の会合がございまして、中小企業面においてこれを單なる学究的研究に止まらぬで、中小企業者の企業と直結いたしまして、一掃指導的の役割を果していただくと同時に、相互に有機的に連繫いたしまして、むだのないようにやつていただくような打合せもいたした次第でございまして、従来の試験研究機関は、ともすれば断片的に指導いたしてくれませんが、その相談に來た者が、あるいはみずから積極的にお指導願つた者が、さらにどういふふうな継続的に發展したかといふことに対する継続的な目づけ方が足りませんでした。構みがありましたので、この点につきましても、十分一つ氣をつけてやつていただくようにしたいと思つております。なお製品の規格の統一、機械の交換性等につきましても、まづたゞ同感でございまして、商工省におきましては、全般的に現在標準部におきましてこの仕事を扱つておられます。特に最近問題になつておる輸出品の規格につきましても、特別に緊急の必要に迫られておるもので、その方に対しては全力を注いで着手していただいているような状況でございまして、なお規格の統一につきましても、完成品としての問題もございまして、粗悪な完成品でない部品の生産の方向に導くようにもつていきたいと思つております。

○笹口委員 次に商業部門のことにつきまして、三つ伺ひたいのであります。まず現在の商業者株に小資本による商業者の、最も多くの個々に統制品にいたしまして、そのチェック等を入手いたしました。これを仕入れする場合に非常な困難が伴う。といつて従来の協同組合を利用いたしまして、この協同組合による協同仕入れというふうなことをいたします。司令部の監督にひつかかる、こういう個々があるものであります。こゝういふことを打開いたすために、政府は何か有効な対策をお考えになつておられますか。私どもはやはり小資本による商業者が仕入れをいたしますのは、どうしても協同仕入れ以外には途はないと考えるのであります。この協同仕入れをいたします場合に、いわゆる一手買取、一手販賣の場合の弊害に該当しないような組織というものを、あるいは仕組というものができないものかどうか。かりに一つの思ひつきであります。商人並びに小賣商人が、數十軒一つになつて一軒の協同問屋というふうなものを經營する。しかしこの協同問屋というものは、これは問屋の登録を受けておられなければいけないのであります。これなら政府の措置によつては、さうな方法も実施で

ものに對しまして、連やかにこのわくをはずしまして、公正自由な融通貿易の對象とせまるといふようなことを御考慮になつていかうか、またなつてゐるといたしますならば、その具體的な対策等をお答え願ひたいのであります。

○副井政府委員　お脱の通り重要度の少いものにつきましては、生産資材におきましても、あるいは配給物資におきましても、極力統制ははずしていくようにもつていく必要があると存する次第であります。ただいまのところ、指定生産資材につきましては、割当制を布きますが、割当の統制をいたしてあります、その配給面における統制は全然いたしてありません。その指定生産資材のごときものは、各需要者において、必要な配給業者との間に専門的な關係をもつており、知識ももつてゐるというようなことから、配給機關の自由公正な競争にまづといふ趣旨で統制をいたして、おらないのであります。但し特別に必要な指定配給物資につきましては、先般衣料品について一都実行されましたが、その他のものにつきましても、たとえば石けんとか、あるいはマッチ、その他ゴム製品等で、特別の必要のあるものにつきましては、指定配給制度の途を講じまして、ある程度配給の統制をする。従つて取扱店につきましては、登録制その他の方法を必要とするということになるのでございますが、それらの面につきましては、無用の統制を極力避けますように、できるだけ重要度の高いものに限定したいといふ趣旨でもつて、安本及び関係協と打合わせをいたしておる次第でございます。

○百貨店法が閉止されたのでありますが、この百貨店が大資本をもつており、いわゆる大企業の形態によつて、中小小賣商人を圧迫するというような事例は多々あるのであります。これに對しまして新百貨店法と申しますか、あるいは小賣業がその資本形態その他によりまして、不公正な競争が行われないうやうな、新しい法律をおつくりになる用意があるかどうか。この前商業委員會といたしましては、かかる新法律を期待いたしまして、やむを得ず百貨店法の廃止を承認いたしましたやうなわけでありますが、その後の政府の御対策等がございましたらばお示しを願いたいのであります。

○御井政府委員 先般の閣会におきまして、百貨店法閉止の建議をされましたときに條件がつきまして、取締りに關する適當な対策を必要とするというやうなことがございましたが、これにつきましては百貨店法廃止に伴つて、新事態に即應するやうにとどういふ内容のものを法制化したらいいかというところでございますが、これにつきましてはこの法案を政府提案とするか、あるいは國會の方で御提案される形にすればいいかという点もございますし、關係筋との打合わせもございますので、早急にお打合わせを進めたいと思つております。ただいまのところ、具体案につきまして私ともいたしましては、多少研究いたしました資料もございしますが、その法制化する方式内容等につきまして、どうしたらいいかということのお打合わせを進めたいと思つております。

○笹口委員 次に、中小企業者に非常

りますが、この商工協同組合法の改組が、やはり前国会以来問題となつておりますが、未だにその結論が出ておりませんが、たゞにその結論が出ておられないのであります。これがために非常に動搖いたしてござりまして、商工協同組合の運営というものが、思うような成果があがらぬ悩みがあるものでございますが、商工協同組合法を改正されるその後の政府の考え方を示し願うと同時に、最近新聞紙等に盛んに事業者団体法というような法律の内容が出ておるのであります。が、かような法案をお考えになつておるといたしましたならば、その大体の趣旨をお話し願いたいと思ふのであります。

○細井政府委員　お答えいたします。商工協同組合法の改正問題につきましては、總戰後昨年の二月に新しい思想のもとに、本来の協同組合の姿に還るべく協同組合法が審議され、ただいまできておるわけでございますが、その後企業独占禁止法との關係におきまして、協同組合がいやしくも企業独占禁止法の精神に反するやうな形になつてはいかぬという意見が出まして、その場合に特に問題になつた点は三点でございます。一つは組合員の加入資格の問題でございます。もう一つは組合の地区の問題でございます。第三には組合の事業の問題でございます。この第一の資格の問題につきましては、法人加入はいかぬのではないかと、ところが言われ出したのであります。ところがわが國の法人、殊に協同組合に加入いたしておりますやうな法人は、御承知の通り個人企業とほとんど變りないやうな形態のものが多いいのでございまして、これを加入資格がないということ

業の合理的な健全な発達を非常に阻害する点がありますので、ある程度の法人を加へせしめることが、どうしても必要であるというふうに考えまして、ただいま検討を進めておる次第でございます。ちよつと速記を止めてください。

○事務委員長 速記を止めて……

〔速記中止〕

○事務委員長 速記を始めて……

○後口委員 ただいま商工協同組合法の改正のその後の経過の御説明がありまして、だいたいの私どもの考えでおります方向に進みつつあることを非常に喜んでおる次第であります。

なお先ほどお話になりました三点の問題以外に、現在の商工協同組合法が、その後でございました農業協同組合法、あるいは新しくできようといはします生活協同組合法、また漁業協同組合法と比較いたしますと、非常に法的に不平等な取扱ひを受けておる点が多々あるのであります。たとえば組合企業免の免納の点、その他いろいろございするが、でき得ることならば、せつからく法を改正されるのでありますから、その後でございました進歩した考え方によつてつくられております他の協同組合法と、均衡のとれるよう御改正なされる御準備を進められておるかどうかが、その点を伺つておきます。

○綱井政府委員 御答えいたします。御指摘の点につきましては、私どもの方でも非常に氣になります。農業関係でも非常に氣になります。特に商工関係の組合と不均衡な点、特に税の点などについては、均衡を保つように、ただいま折衝をいたしております。

りませんが、今いろいろの方面とも密接なる連絡をとりまして、せつかく中小企業廳がでぬました曉におきましては、多年中小企業者全般の要望であるところの中小企業専門の金融機關を、何とか解決したい、このように考えている次第であります。

○細井政府委員　ただいまの御質問の中で、資材の取扱いに関する面のお答えを申し上げたいと思ひます。中小企業廳がせつかくできたのであるから、中小企業分として、各業種を通じてわくを設けて、横断的にこの中小企業分を確保したらどうかというような御意見でもございます。しかしこういう扱い方は、現在の計画の立て方から申しますと、全体の生産計画というようなものは業種別に立てねばならぬ關係上、その業種別の総合性ないしは一貫性を破るおそれがございますので、非常に困難な問題でございます。たとえば農機具なら農機具というような業種について申しますと、農機具のメーカーには、大メーカーもあれば小メーカーもございますが、そのうちに中小企業の方はこれだけだということにわけるとは、先ほどお話がありました通り、中小企業の境界も必ずしも明確でないというような關係もございますので、むしろ一括して農機具としてはいいくらだということをとりまして、その中で比較的小のメーカーに対して、優秀なものにはなるべくやらせる、その能力に應じて取扱つていくということが必要であらうかと考えます。ただ今申しましたように、一つの業種につきまして計画のわくがきめられました場合に、そのうち中小企業分としてはどれくらいを充當したらいいか

というふうな策定をすることは、比較的必要であらうかと思ひます。しかしその定められたものの具体的な配分を、中小企業で必ずしも取扱わなくてはならないかといふように考へておる次第でございます。大体におきまして資料の割当の仕方は各局で所管していただきまして、中小企業といたしましては、中小企業の分をできるだけ確保していただくように発言していくと同時に、側面をもちう資格を得られるように、極力その技術なり経営の指導をいたしまして、格上げをしていく、力をつけていくことに努力したい。こういうふうに考へておる次第でございます。

○林大員 今の資金と資料に関する御所考からのお話を伺ひたい。まず、中小企業者、中小企業者といふのは、中小企業者の範囲がどのくらいであるかといふことはつきりいたさぬ。それから資金の方もわかつてつきりしない。資料も、一應は言つてみるが、どこまでがどうであるかといふことはつきりしない。こういう程度で、中小企業者であるならば、これはつくつてみても、いづゆる中小企業者を代弁して、一應緩和的な、緩衝地帯をつくる以上のもにはなり得ないのじやないかといふことを、私は心附するものであります。従つてせつかくこれをおつくりになる以上は、もう少しつづつて中小企業に何十億くらいは使つてもよい。資料でも、綿花にしたらこのくらい、鉄にしたらこのくらいは中小企業に使うつもりであるといふように、わざと中小企業にその割当額をたさなくてはよろしゅうございませう。資料局に対する要求権なり指示権でよろしゅうございませうが、その点はつきりせずして、今のようなお話の中小企業者であるならば、言つてみる程度で中小企業者にしてみなければ、言つていつたが、まあ親切にはやつてくれたが、結局だめだつたといふことに相なるのではないかと考へておられます。従つてさういふ意味から私がこれを解釈いたしますと、政府におかれましてはもう少し具体的なものを計画しておられるのだらうと思つておられます。もし計画しておられないとすれば、それははなはだ力のない杜撰なことである、さう言わざるを得ないのであります。ですからもう少しつづつてどこをとお話願ひたいのであります。

○細井政府委員 先ほど申し上げましたことは、取扱いの方式について申し上げたのであります。中小企業者ができる理由は、むしろ今林委員から御意見のあつたことが主なる理由でありまして、今まではどこが中小企業の代弁者やら、どこがめんどうをみてゐるやらはつきりしないといふところに、大きな弱点があつたのであります。従つて中小企業者を設けまして、これらの中小企業の実態を十分把握いたしまして、その代弁を勤めると同時に、その代弁したことを実行させる、各行政官廳に協力させる大きな力をもつていふことが問題であります。従ひまして資金、資料の面につきましても、ある程度、どのくらいは中小企業部門に流さなければならぬかといふ策定なり、意見の開陳もできるわけでございます。私先ほど申し上げましたのは、具体的な取扱ひとしては一貫性を欠くから、一本でやらなければ困るだらうといふふうに考へておる次第でございます。なおそれ以外に中小企業といたしましては、資料はたないけれども、各業種別に、特に中小企業の多い商業部門におきましては、具体的な経営の指導なり、技術の指導という義務を担うわけでございます。この点に突は大きな役割を與えられておるといふような体制でございます。それに關連いたしまして資料、資金、動力等につきましては、大きな権限をもつて、むしろ現局をひつぱつていくように考へていきたいと思つておる次第でございます。

○林大員 その問題は追究いたしますと、きりがありませんから、その程度にしておきますが、中小企業と申しましては、工業生産と、商業部門とは、非常に遠つた部類であると思ひます。日本の経済構造の全体から申しましても、計測経済、統制経済を進行していかなければならぬ日本といつたしましては、特に配給の面はダツテいたします商業部門といふものは、むしろ今の獨立狀態よりも、どつちかと言へば整理するべき部門でありまして、生産工業の方は輸出産業と結んで考えますと、これは無限に伸びる可能性があらうと思つておられます。この二つのまどうりくつた面での行政に關して、またさうした遠つた二つの面を、この中小企業法の法律の中でどのように考へておられるつもりであるか、承りたいのであります。

○水谷國務大臣 大体中小企業法の法案は、中小企業対策は中小企業対策であつて、商業対策は含まれておらないといふようなことをよく言われるのであります。実は私の方といたしましては、さういふ御批評はきかめて送感でございます。今後政府の発表いたしました中小企業対策は、中小商工業全般に關する対策でございます。必ずしも工業のみを対象としたものでなくて、商業をも含めた対策でございます。たゞは技術の向上の問題も、経営の効率化の問題も、いずれも工業商業共通の問題であらうと思つておるのであります。ただ商業につきましては、この対策に含まれていない特有の問題があることは、これは仰せの通りでございます。それについてはさらに別にその対策を考へる必要があると思つておられます。それで今回は中小企業法の中におきまして、特に商業を専門に担当する有力な課を設けまして、総合的な商業対策を立てて、それを実施していきたいといふ考へをもつております。たゞは指定配給物資の配給機構の問題であるとか、あるいは問屋制の問題であるとか、あるいはやみ市場の問題をどういふかといふ解決するか。こういう各種の困難な問題が多い状態でございます。これにつきましては、あくまで配給機構の百パーセント整備全なる配給機構の確立、ひいては生産能率の向上等、國民生活の確保に主眼をおきまして、十分仰せのような対策をば立てていきたい、このように考へておる次第であります。

○林大員 次に問題を轉換いたしまして、局のわけ方でございます。まず、一体この中小企業として日本で非常に必要なもの、特に輸出と關連してどうしても日本で発着せなければならぬものは、美術工藝品であるといふようなことをよく言われるのであります。私は、美術工藝品は特別に保護を要しなければならぬのであります。それから、かなりよい指導と振興方法をとらなければならぬ、さういふ信念をもつておられますが、さういふ美術工藝品というふうなものを、さういふお考えはないものか、さういふお考えはないものであらうか、お伺ひたいのであります。

○細井政府委員 中小企業法の機構の問題につきまして、御参考を機略を申し上げたいと思ひます。これは大体の腹案でございますので、多少変更もありませんが申し上げます。法律には振興局と指導局と二局をおくようになつておられます。その下部機構といたしましては、振興局に振興課、調査課、調整課といふような三つの課をおきまして、ここで大体今大臣からお話ございました商業一般の対策を立てる、あるいは中小企業全般の調査事務をやる、その他協同組合の問題、金融機關の問題、百貨店關係の問題、その他一般的な仕事をやる建前にいたして考へておられます。次に指導局といたしましては、指導課のほかは三課をおきまして、この指導局におきましては大体業種別にわけて担当いたしました。先ほど申し上げました技術の向上なり、経営の改善に關する一般的な指導を行つていく。これに關連した具体的な仕事は全部指導局と地方の商工局、各府縣廳を動員いたしまして、全体として一体になつてやつていけるような組織に考へておられます。

なお今御意見のございました美術工藝品の關係につきましては、將來必要

があれば、そういうようなものを担当する局をおくというようなことも考えられるわけですが、当面の考え方としては、指導局の中に特に工業部というものを設けて、商工省の直轄にしておき、各般の工業指導機関はもろんのこと、各般の工業指導に關する仕事をここで一括してやつていただきたいというふうに考えております。將來必要に應じて、さらに発展的に機構を拡充していくということも考えられるかと思いますが、ただいまのところ、そういうような構想でおります。

○林(大)委員 次に各都市との関係ですが、今のお話から承りまして、中小企業課はおもに大都市、都市に關係が多くなつておられますが、この都市について特別な機関を設置するような御意向がございますか。それとも地方商工局の中に、中小企業に關する部門を設けるといふようなことにして、都市との連絡を密にされるつもりであるか、その辺の機構をお伺いしたいのであります。

○堀井政府委員 大都市と指導機關との關係でございますが、ただいま私の方で考へておられますのは、地方機關として、地方の商工局で管下の各府縣の連絡調整推進の仕事を担当していただくとして、實際の具体的な第一線の仕事は、すべて府縣廳を中心として運用していただきたいというふうに考えております。實際におきまして、府縣廳では指導力につきまして多少不備な点もございますので、その点は商工局が幹旋いたしまして、中央なりあるいは他の府縣から、その指導機關なり研究機關の應援を頼むというようにすることも

やつていただきたいと考えております。なお經費をいたしましては、大體商工省で經費をもちまして、地方廳の機能を活用いたしますための補助の經費を負担していただきたいということに考へております。大都市につきましては、府縣とわけて特別に扱つかうかどうかという点は、相當これは問題がある点じやないかと考えております。しかし特別に扱わないといふにしても、大都市には中小企業者が集中いたしております。關係もあつて、また大都市の行政機構の中には、相當の指導力も、指導の陣容も整つておるといふような点もございますので、府縣廳で一元的にやつていただく場合におきましても、大都市におきましては、特に大都市の諸般の行政機構を十分活用していただく、その活用する場合に、ある程度仕事を分担してやつていただくという形にいくか、あるいは一体となつてやつていただくかは別として、特に大都市の機構は十分に活用する必要があるのではないかと、いふように考へております。大體におきまして、大都市ごとに中小企業に対する相談所のようなものをやつていただく、あるいは大都市にありまして商工會議所の機能等も、これに併せて活用していくといふような途が必要ではないかと考へておられる次第でございます。

○林(大)委員 最後に全體といたしまして、この法案の力というものが、非常に消極的な感じに受取られてならないのであります。その点、私の中小企業課に対する念願をいたしましては、中小企業課はすべからず日本の中小企業を現代化する、そして中小企業の職後の締め直しをするといふところが

はつきり現われていくことが、絶対に必要であると思ふのであります。ややもすれば、これがどうも中小企業の小言、臆願、陳情の受け所になりそうなきが十分この法文にも現われております。それから失業救済のやうな面に見られるところもございまして、いたゞに時代の波に逆らつたものを補助してこれを促進していくといふやうな消極的な面は、思ひ切つて清算すべきであつて、すべからず中小企業を現代化するという意味で、はつきりした信念をもつていかねければ、今私が指摘いたしますやうな、きわめて消極的なつまらないものになり終ると思ふのであります。その意味におきましては、繰返して申し上げますが、金融と資材と、労力とを相當計画的にしっかりと握つて、そして、全體何が中小企業であるかといふやうな觀念ももつとつきりして、そして壁々として中小企業の現代化のために進まれないことを希望して私の質問を終ります。

○喜多委員 本日の質疑はこの程度で打ちまして、次回は明日午後一時より繼續をいたしたいと存じます。これをもちて散會いたします。

午後三時二十五分散會